## 単価購入契約書(案)

品 精米 目 予 定 数 量  $11, 700 \, \text{kg}$ 契 約 単 侕 1 kg当たり ¥ 円 (契約単価には、消費税及び地方消費税の額は含まない。) 契 約 期 間 自 令和7年11月 1日 至 令和8年 3月31日 公立大学法人福島県立医科大学の指示による 納入場所及び納入方法 契約保証金 免除

(総則)

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期間内に頭書の物品を 頭書の場所に納入しなければならない。
- 2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。 (納入の通知)
- 第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を 甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、 当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。
- 2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は乙の欠席のまま検査をすることができる。 (不合格品の引取り又は取替え等)
- 第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

- 第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に 移るものとする。
- 2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引き渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡

し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しく は不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。 (有償延期及び遅延利息)

- 第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで) に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納 期の延長を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、 こから遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。 (天災地変、不可抗力による無償延期等)
- 第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第10条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

- 第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日の翌月末日以内に完納物品の代金を支払 うものとする。
- 2 前項の支払請求書の金額は、物品を納入した月ごとに、頭書の契約単価に納品数量を乗 じて得た金額に、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき当該金額に 100 分の 8(仕入税込軽減税率)を乗じて得た額(円 未満切捨て)を加えた金額とする。

(甲の契約解除権)

- 第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除 することができる。
  - 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。また、当方の指定する仕様と異なる物品を持込んだとき。

なお、当方の指定する仕様と異なる物品を持込んだ場合には、必要に応じ関係監督庁 に通報する場合がある(食品の不当表示に該当する事実が確認されるなどの場合)。

- 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第12条の規定に違反したとき。

## 六 乙が次のいずれかに該当するとき

- ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的 非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号) 第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ク 契約の相手方が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料 の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(キに該当する場合を除く。)に、契 約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 七 前各号のいずれかに該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約 の目的を達成することでできないと甲が認めるとき。
- 2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額(契約単価に予定数量(既納数量を除く。)を乗じた金額をいう。)又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、 この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければ

ならない。

(契約の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支出済額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する 課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。 (遅延利息等の相殺)
- 第14条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量の取扱い)

第 15 条 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量を満たさない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって納入するものとする。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島市光が丘1番地

氏 名 公立大学法人福島県立医科大学 理事長 竹之下 誠一

乙 住 所

氏 名